令和　年　月　日

船橋市環境政策課　宛て

申請者（法人名）

（代表者氏名）

住所

（担当者）連絡先

「周辺地域の住民」の範囲に関する相談

　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、再エネ発電事業に関する説明会の開催に当たって、説明会に参加する「周辺地域の住民」として、他に加えるべき者がいないか、下記のとおり相談します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 再エネ発電事業に関する事項 | 電源種 | （記載例）○○発電 |
| 出力 | （記載例）○○kW |
| 事業の実施場所（住所） | （記載例）○○県○○市○○１２３－４、１２３－５、・・・ |
| 運転開始予定日 | （記載例）○○年〇月 |
| 説明会に関する事項 | 定量基準に基づく「周辺地域の住民」の範囲 | （記載例）実施場所の敷地境界線から〇ｍ以内　　にある以下の地域。・○○市○○100～150・○○市××1～5＊定量基準の範囲以内に居住する者が存在しないと考えられる場合には、その旨を記載すること。 |
| 開催予定日時＊未定の場合は空欄 | （記載例）令和〇年〇月〇日　　　　　〇時〇分～〇時〇分 |
| 開催予定場所＊未定の場合は空欄 | （記載例）〇〇県○○市○○１２３－４○○ホール第１会議室 |

＊説明会において配布を予定している説明資料を添付すること。

＊事業の実施場所や定量基準に基づく「周辺地域の住民」の範囲が分かる地図等を添付すること。